



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 鈴与シンワート株式会社
代表者名 取締役社長 池田 裕一
(コード番号 9360 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 佐津川 吉秀
(TEL 03-5440-2800)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議し、また、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 70 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	15,000,000 株
株式併合により減少する株式数	12,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,000,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	949 名（100.00%）	15,000,000 株（100.00%）
5 株未満	116 名（ 12.22%）	131 株（ 0.00%）
5 株以上	833 名（ 87.78%）	14,999,869 株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 1 株未満となる株主様（上記では「5 株未満」に該当します。）116 名は、下記（4）記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

1,056 万株（併合前は 5,280 万株）

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,280</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,056</u> 万株とする。
第7条 (条文省略) (単元株式数)	第7条 (現行どおり) (単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。
第9条～第39条 (条文省略)	第9条～第39条 (現行どおり)

4. 日程

- ・取締役会決議日 平成 29 年 5 月 26 日
- ・定時株主総会決議日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
- ・1,000 株単位での売買最終日 平成 29 年 9 月 26 日 (予定)
- ・100 株単位での売買開始日 平成 29 年 9 月 27 日 (予定)
- ・単元株式数変更、株式併合および
定款の一部変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上 50万円未満）及び当社株式の中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例 2	1.054 株	1 個	210 株	2 個	0.8 株
例 3	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例 4	137 株	なし	27 株	なし	0.4 株
例 5	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

- ・株式併合の効力発生後、端数株式が生じた場合（上記の例 2、4、5 の場合）につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この分配によるお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ・株式併合の効力発生前の所有株式数が 5 株未満の株主様（上記の例 5 の場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合後の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合後の効力発生前に、単元未満株式の買取り手続きをご利用いただくことにより、効力発生後に1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式買取りのお申し出は、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 6. 株式併合による資産価値への影響はありますか。

A 6. 株式併合後の前後で会社の資産や資本に変動はありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 7. 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。

A 7. 株式併合により株主様ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合後の株式数を基に1株あたりの配当金を設定させていただき予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後のスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先 (株主名簿代理人)】

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上